

基本方針

1 “自然・環境・共生” のまち

- 01 地球温暖化対策の推進
- 02 生活環境対策の推進
- 03 循環型社会の形成(地域循環共生圏の形成)

基本方針

1 “自然・環境・共生”のまち

01 地球温暖化対策の推進

■ 目指すべき方向

=計画目標=

- 町民、事業者、町が一体となって温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
- 省エネルギーの推進と、再生可能エネルギーの活用を図ります。

=施策の内容=

地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガスの排出量削減対策の推進

(2) 再生可能エネルギーの活用

■ 計画の背景

- 地球温暖化の要因は、人間活動の拡大に伴う温室効果ガスの排出量の増加であるとされていますが、巨大化する台風や猛暑などの異常気象が世界各地で起きており、地球温暖化による気候変動は、世界で深刻な環境問題の一つとなっています。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に端を発し、国内の原子力発電所が停止したことにより、火力発電の増加に伴う二酸化炭素排出量が増大するとともに、エネルギー問題が顕著化しました。地球温暖化対策としての温室効果ガス削減や資源の有効活用が必要となっており、太陽光、風力、バイオマス等を利用した再生可能エネルギーへの転換が求められています。

■ 目標実現に向けて

(1) 温室効果ガスの排出量削減対策の推進

- 2030年を目標年とするパリ協定や、2050年までに、脱炭素社会を実現する「ゼロカーボンシティ」について、研究・検討を図ります。
- 日常生活や事業活動における温室効果ガス排出削減に向けた取り組みについて普及啓発を図ります。

(2) 再生可能エネルギーの活用

- 環境保全に効果の高い太陽光、間伐材や家畜糞尿、生ごみ等のバイオマス、水力、温泉熱等、本町の特性に適した再生可能エネルギーの活用を多角的に調査・研究し、地域循環型社会の構築を推進します。
- 地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、太陽光発電については、太陽光発電設備設置条例に基づき自然環境との調和を図ります。
- 省資源、省エネルギーの普及啓発を行うとともに、公共施設等におけるエネルギー効率の高い設備、機器の導入を促進します。

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・地球温暖化対策として、行政が率先して、温室効果ガスの排出削減や省エネルギーの推進に取り組む。
町 民 事業者	・日常生活や事業活動において、節電などの省資源、省エネルギーの推進に取り組む。

基本方針

1 “自然・環境・共生”のまち

02 生活環境対策の推進

目指すべき方向

=計画目標=

- 健やかな暮らしが育まれる生活環境づくりに努めます。
- 豊かな生物多様性を育み、自然と共生するまちづくりに努めます。
- 放射能による健康不安の払しょくに努めます。

=施策の内容=

生活環境対策の推進

(1) 生活環境対策の推進

(2) 生物多様性の保全

(3) 放射能対策の推進

計画の背景

- 本町は、雄大な那須連山を望む那須高原をはじめ、商工業を中心とした黒田原、歴史と田園風景の芦野、伊王野など、それぞれ地域性豊かな自然や歴史的環境に恵まれています。しかし、近年は廃棄物の不法投棄や河川等の水質汚濁、騒音、悪臭といった生活関連の苦情が増加の傾向にあります。
- こうした環境問題に的確に対応し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。このため、「那須町環境基本計画」の基本目標の実現に向け、国・県の関係機関への働きかけや町民・事業所等の認識を深めつつ、環境保全に関する各種施策を積極的に推進する必要があります。
- 快適な生活環境を維持・向上させていくため、環境保全に配慮した生活排水処理施設の整備・水質汚濁・騒音・悪臭などの防止対策の強化に努める必要があります。
- 本町の豊かな自然環境を保全するとともに、人と自然との共生を目指し、生物多様性の保全に努める必要があります。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により当町も被害を受け、除染計画に基づき計画的な除染を実施してきました。今後は、除去土壌等の集約を図る必要があります。

目標実現に向けて

(1) 生活環境対策の推進

- 水道水源及び水源周辺地域における環境汚染の防止や水質の保全を図るため、地下水などの分析調査を行い、県と連携して土壌・地下水汚染の防止を図ります。
- 河川環境の保全を図るため、町内河川の水質分析調査を行います。
- 生活排水による水質汚濁防止のため、公共下水道への接続指導や浄化槽設置整備事業を推進します。
- 工場や事業所を発生源とする大気汚染、水質汚濁、土壌、地下水汚染、悪臭、騒音、振動等を防止するため、法律や県条例等に基づき関係機関等と連携した指導を行うとともに、国・県の環境対策助成制度の活用PRを推進します。
- 畜犬対策として、飼い主のマナー向上を図るとともに、狂犬病予防注射接種の啓発及び野犬の発生防止に努めます。
- 廃棄物の不適正処理や廃棄物による環境汚染の防止に努めます。また、産業廃棄物処分場や不法投棄に対し、パトロールを強化します。
- 那須町ポイ捨て禁止条例の周知徹底を図り、地域ぐるみの清掃活動として「環境美化町民運動」を行うとともに、監視体制の強化による環境美化の推進を図ります。
- 省エネルギー化による温室効果ガス削減を推進するとともに、県の環境立県施策と連携した施策を展開します。
- 水素自動車等の次世代自動車の普及を見据えたインフラ整備について、県などの関係機関と連携を図りながら検討を進めます。

(2) 生物多様性の保全

- 自然環境の保全に努め、野生動植物の生息・生息域の保全を推進します。
- 動植物の調査等を行い、希少な動植物の保護のための施策を展開します。
- 特定外来生物の生息状況を把握し、防除及び駆除を町民等と協働で推進します。

(3) 放射能対策の推進

- 原子力災害による空間放射線量測定や食物・飲料水等の放射能検査等の監視体制（モニタリング）を継続し、情報提供に努めるとともに、健康不安等の払しょくに取り組みます。
- 除去土壌や放射能汚染廃棄物の集約に向け、関係機関と連携して集約場所を確保します。

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・町民や事業者等の環境保全意識の啓発を図る。 ・公害等を未然に防ぐため、継続的な測定・監視を行い、必要に応じ詳細調査や発生源対策を行う。
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や事業活動における環境汚染の防止に努める。 ・環境保全活動への積極的な参加を心がける。

基本方針

1 “自然・環境・共生”のまち

03

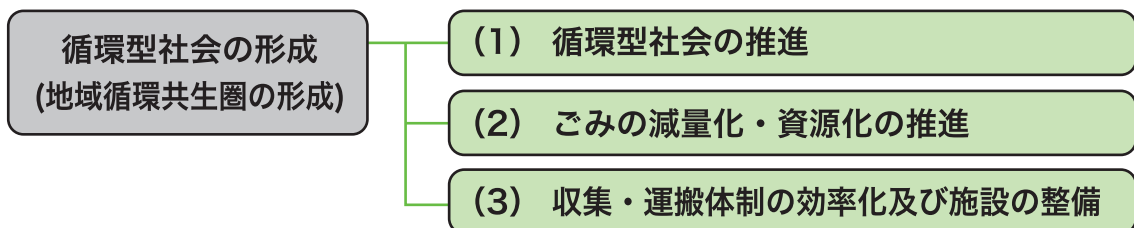
循環型社会の形成（地域循環共生圏の形成）

目指すべき方向

=計画目標=

- 資源やエネルギーを大切に作る循環型社会づくりに取り組みます。
- 環境省と連携し、地域循環共生圏の構想デザインに取り組みます。
- ごみの減量化を図るため、生ごみ等の発生抑制や資源物の分別の徹底により資源化を推進します。
- ごみの減量化・資源化を推進するため、町内全域において効率的な収集・運搬を行います。
- 交流人口の増加やライフスタイルの変化等に伴い、多種・多様化するごみを適切に処分するため、適切な施設運営を行います。

=施策の内容=



計画の背景

- 快適でうるおいのある生活環境と公衆衛生の向上を図るためには、大量生産に基づく消費・廃棄が大きな課題であり、節約・再生する循環型社会づくりの形成が必要です。
- 本町のごみ排出量については、増加傾向から減少傾向にあります。依然として高い水準で推移しています。このため、環境負荷や財政負担の軽減に向けて、ごみの減量化・資源化をさらに推進する必要があります。

目標実現に向けて

(1) 循環型社会の推進

- 循環型社会形成推進基本法に定められた基本原則により、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等の趣旨の周知徹底を図ります。
- 国の環境基本計画で提唱されている、地域循環共生圏について、全体施策のデザインを行い、事業の具体化を図ります。

- 「那須町一般廃棄物処理基本計画」及び「那須町分別収集計画」に基づき、資源の有効利用促進及びリサイクル対策に積極的に取り組み、ごみの減量化及び資源化を推進します。

(2) ごみの減量化・資源化の推進

- 「那須町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適切なごみ処理対策を進めるとともに、町民・企業・行政が一体となり、ごみの減量化・資源化を推進します。
また、容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法及び「那須町分別収集計画」に基づく分別の徹底を図ります。
- 那須町生ごみ処理機器設置事業補助制度を有効活用し、生ごみの減量化、資源化を図ります。
- 事業者に対して、ごみの減量化や再生利用に向けた啓発を行います。
- クリーンステーション那須の効率的な業務体制について、継続的な検討を行います。

(3) 収集・運搬体制の効率化及び施設の整備

- 可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物の収集体制の効率化を促進するため、収集・運搬体制の整備を推進します。

数値目標

〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
可燃ごみ収集量	t	8,866	8,366
不燃ごみ収集量	t	248	250
資源ごみ収集量	t	1,344	1,591
粗大ごみ収集量	t	182	139
合計		10,640	10,346

＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・ごみ減量化・資源化推進事業 【継続】

＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主体	取り組み内容
行政	・小学校を対象とした環境学習等の啓発活動を図る。
町民事業者	・ごみの分別を徹底することにより、ごみ排出量の削減を図る。

